



ケミカルセーフティ

GRI 2-27/306-2/308-2/403-2

方針（基本的な考え方）

日油グループでは、ケミカルセーフティを重要な責務と位置付け、以下を優先的に取り組んでいます。

（1）製品の危険有害性と環境負荷の評価

化学物質リスクアセスメントを徹底し、製品開発段階から環境負荷や危険有害性の情報を収集・整備しています。これにより、危険有害性の分類・格付けを行い、法規制の適用事項を明確化し、製造・取扱・貯蔵・流通・廃棄に至る全プロセスで安全性を確保しています。

（2）潜在危険の確認と対策の実施

製品に潜在する危険について、計画立案時や試験製造時などの各段階で化学物質リスクアセスメントを実施し、定量化された情報を整備しています。特に、潜在危険が大きい成分に対しては、リスクアセスメントに基づく適切な保護具の着用や作業環境測定などの有効な対策を実施しています。

（3）製品情報の最新化と適法性の確認

製品安全を確保するため、試験や評価を通じて適法性を確認した後に販売を開始しています。さらに、販売開始後も危険情報を継続的に収集・更新し、最新の情報を反映させています。

（4）緊急対応体制の整備

不測の製品事故や緊急再評価が必要な事態に備

え、迅速に対応できる体制を構築しています。

（5）輸送時の安全確保

輸送時には、化学物質危険情報を記載したイエローカードの携帯を徹底し、輸送中の安全性を確保しています。

日油グループでは、これらの取り組みを通じて、化学物質の安全管理を強化し、持続可能な社会の実現に向けたケミカルセーフティの向上を目指しています。

マネジメントアプローチ

日油グループでは、現在、そして将来にわたってお客さまのニーズに応えるため、リスクベースでの適正な化学品管理を推進するとともに、新製品を含むすべての製品についての製品安全リスク評価を実施しています。

今、多くの国・地域で化学品管理に関わる法規制の制定や改正の動きが活発化しています。日油は国内外のグ

ループ会社と連携して、以下の事項に対応するため、法規制動向の情報収集力を強化するとともに、化学物質総合管理システムを用いて機能充実を図り、コンプライアンスを徹底しています。

- ライフサイクルの全段階および意図された用途に関連する各製品の危険性、リスクおよび影響を包括的に理解しています。
- 世界的な一貫性を確保しつつ、製品情報に関する各地域の要件に準拠するよう、随時、情報の質と量をアップデートしています。
- 全ライフサイクルを通じて製品が利用可能であることを保証するために、必要かつ要求されるすべての製品安全情報の記録を保管しています。
- 標準化された安全データシート（SDS）を、初回納品時および現地の要求に応じて、顧客に提供しています。この重要な情報提供の仕組みは一貫して維持され、すべての製品について、各国の規制を遵守し、お客さまがご要望される言語で、全世界のすべての顧客に配布しています。





ケミカルセーフティ

GRI 2-27/306-2/308-2/403-2

日油グループの取り組み

日油グループは、製品の化学的性質、危険性、人や環境への影響を正しく理解し、製品の取り扱いに関連するリスクを管理することが、将来において、安全で競争力のある製品ポートフォリオを市場に提供するための基本と位置付けています。日油グループは、自社製品に関連する危険有害性情報をお客さまや従業員が容易に入手できるように、SDSを提供する仕組みの確実な運用に努めるとともに、最新情報への更新を継続しています。

日油グループは現在、約5千を超える製品を世界82か国・地域の市場に送り出し、これらの市場に向けて

SDSを提供しています。また、法改正に対応して改定する責任を負い、製品に関する十分な理解と安全な使用方法および取り扱い方法を確保するため、お客さまに適切な情報と技術的支援を提供しています。現在、製品情報を管理するためのシステムを導入し、法規制の進展に伴い、関連するリスクを記録・評価するため、製品の使用条件についてより多くの情報を収集し、SDSに反映させています。

また、日油は、POPs条約、RoHS指令などに指定される管理すべき化学物質を一覧化し、

①すべての取り扱いを禁止する化学物質

②代替品の検討・取扱量の削減に努める化学物質

③適切な管理のもとで取り扱う化学物質

の3つにランクして管理の徹底、数量の削減を進め、①は廃絶、②は調達、使用、販売の段階的な削減に取り組んでいきます。EUのREACH規則の施行以降、2024年に日油製品1品が高懸念物質（SVHC）に認定されました。現在ヨーロッパへは、該当製品の直接販売は行っていない。REACHの規則を遵守し、お客さまとは情報共有を継続して、対応していきます。

また、日本国内では、水質汚濁に影響する鉛を含んだ雷管など火工品の鉛フリー化を推進しています。

サプライチェーンにおける取り組み

製品開発

▶ P.52-62,162-167

最終製品においてリサイクル化や省エネ化に貢献するもの、生分解性を持ち有害物質を含まない環境対応型製品の開発を進めています。また、新製品の設計審査や商業生産移行段階でのアセスメントにおいて、取り扱うすべての化学物質に対して危険・有害性に関するスクリーニングを実施し、環境に影響の少ない製品開発を行っています。

製造

新製品が設計どおりに製造されているかを検証し、商業生産に入ります。環境処理設備の安定稼働や化学物質の回収条件の最適化により、環境負荷の低減を図っています。2016年に義務化した「化学物質リスクアセスメント」は、施行に先んじて2008年より取り組みを開始。化学物質のリスク評価と見直しを随時行い、従業員の安全衛生に寄与しています。

製品開発

調達

製造

流通・使用

廃棄・リサイクル

原材料の調達

▶ P.168-171

使用する原材料は「品質・コスト・納期」に「環境・健康への影響」を加えたCSR調達を行っています。危険性や有害性に関する管理物質一覧は、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、RoHS指令、REACH規則、日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」「労働安全衛生法（安衛法）」「毒物及び劇物取締法」などをもとに決定し、年に一度見直しています。

流通・使用

▶ P.165-166

（化学物質の管理と情報提供）

2020年度よりSDS作成支援システムを構築、導入し、全社のSDSを一元管理しています。

廃棄・リサイクル

▶ P.159

ゼロエミッション率※を0.10%以下とすることを目標に活動しています。不要な物質は分別し、有用なものはリサイクルプロセスに乗せるかサーマルリサイクルを行っています。また、廃プラスチックの分別回収やリサイクルを推進し、再資源化に取り組んでいます。廃棄物の処理先は、行政の優良認定に加え、自社の認定要件に合う外部業者に委託し、危険有害性評価情報の提供と定期的な監査により、廃掃法の遵守を確認しています。

※ 日油のゼロエミッションの定義：（最終埋立処分量／廃棄物等発生量）×100≦0.10



国内化学物質管理

関連法令への対応

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」および「労働安全衛生法（安衛法）」で新規化学物質の事前届出制度が定められています。日油は前記の法規を含めた新規化学物質に関連する法規を遵守するために、「新規化学物質等管理基準」を策定して、新規化学物質の取り扱いを管理・運営しています。次ページの図1にその管理組織体系を、図2に審査フローを、図3に管理フローを示します。

新規化学物質を製造開始する際には、適切な届け出を行うために、技術本部が該当の事業部門の届け出案が法的要件を満たしていることを確認します。また、製造・輸入量が確認した届け出数量を超過するのを未然に防ぐために、該当事業部門が合計数量を管理するとともに、技術本部がその管理状況を内部監査の実施などにより徹底して指導しています。さらに技術本部は新規化学物質申請・管理に関して取扱関係者への全体教育および化学物質申請管理担当者への関連法規の教育を、箇所ごとに各々、年に1回実施して、常に最新の情報を共有するように努めています。

化審法に基づく一般化学物質の製造・輸入の実績数

量の届け出に際しては、顧客の皆さまからの用途情報とともに、適切に報告しています。

業界団体との行動

化学物質のリスクなどの情報開示については業界の自主的な化学物質管理活動（JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship）に参加して積極的に取り組んでいます。

また、（一社）日本化学工業協会が推進する「LRI（長期自主研究支援活動）」に参加し、企業が“社会のニーズに応える”という観点で安心・安全につながる研究を支援し、社会的問題の解決に協力しています。

さらに、アーティクルマネジメント推進協議会※（JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium）の会員として、JAMPが推奨する化学物質情報を伝達するためのツールであるchemSHERPAを活用して、アーティクル（部品や成形品）などを取り扱う川下ユーザーへ情報提供をしています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の適正管理

日油グループは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づきPCB廃棄物

を適正に保管・管理するとともに、法令に従い処理業者に委託して処理を行っています。

高濃度PCBに関しては、処理の最終期限である2023年3月末までにすべての処理を完了しています。低濃度PCBに関しては、塗膜に含有しているPCB成分も含めてすべての含有機器の調査は完了し、2027年3月末の処理期限に向けて、機器の交換と塗装の変更を計画的に進めています。

※ アーティクルが含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達する具体的な仕組みの作成・普及が、産業競争力の向上には不可欠との認識に立ち、2006年に業界横断の活動推進主体として発足。



図1.新規化学物質等の製造・販売・輸出・輸入の管理組織体系

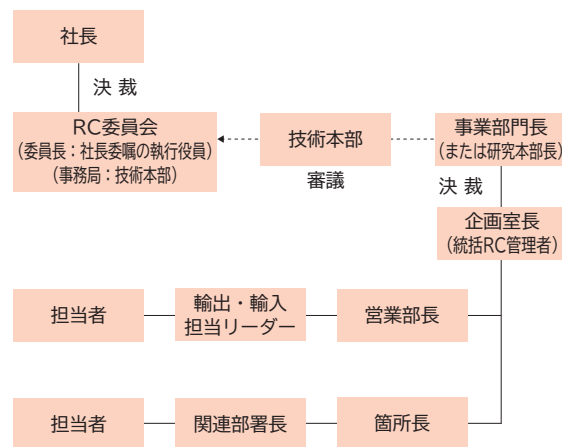


図2.新規化学物質等の審査フロー

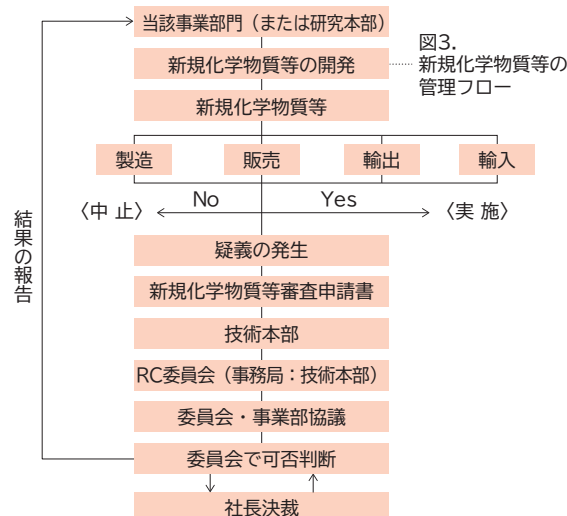
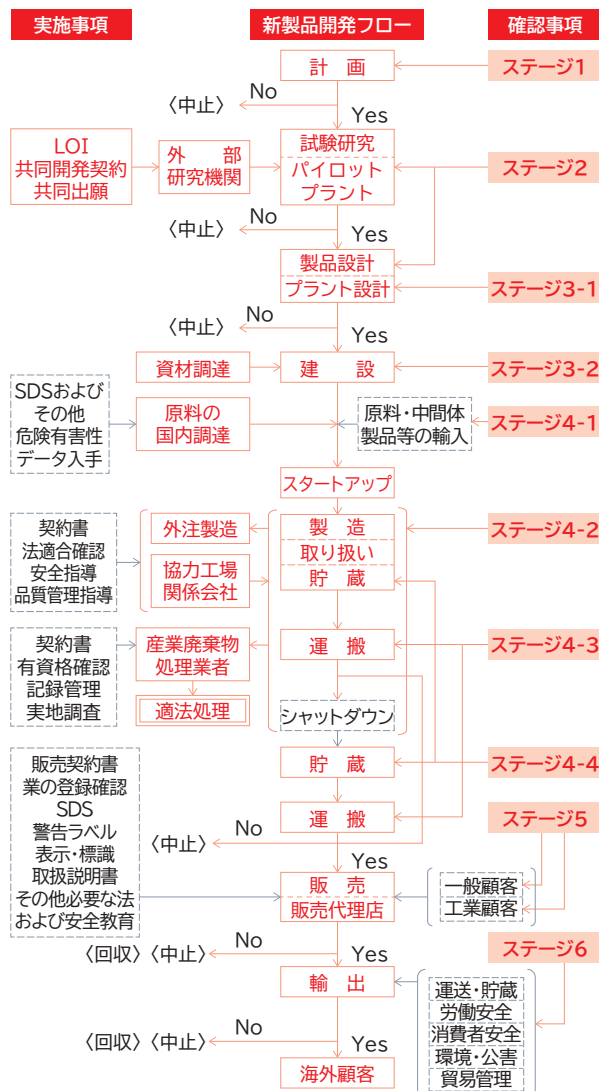


図3.新規化学物質等の管理フロー



新規化学物質等の管理フロー確認事項表

ステージ	主な確認事項
1	①品質計画（使用条件および環境への影響、他社品質、顧客要求性能、セールスポイント）、②商標・特許、国内外法規制対応計画、③開発計画（体制・日程・研究費用・安全性試験費用等）、④製造計画（製造工程、研究・試作設備等）、⑤販売・輸出計画、⑥損益計画
2	①市場性・商品性（機能性、安全性、容器・梱包、輸送方法、産業廃棄物対策、製造・販売コスト、販売価格、省エネルギー等）の詳細確認、②製造工程および分析検査方法確立、③GLP、GMPの必要性調査、④特性値・反応および爆発危険性の調査、⑤安全性試験費用等のチェック、⑥新規化学物質申請（化審法、安衛法）、⑦CAS、TSCA、HCS、CEPA、WHMIS、EINECS、REACH規則、FD&C Act等の調査、⑧SDS、警告ラベル、表示・標識、取扱説明書、各種毒性情報の確認、⑨セールスマニュアル、⑩契約内容、⑪特許・商標出願、⑫文書記録の保存
3-1	①クリーナープロダクション（廃棄物の減少又は発生防止）の評価、②機器・プロセス・作業（含健康障害）の安全防災SA、③投資効果判定
3-2	①安衛法、②高圧ガス保安法、③消防法、④火災類取締法、⑤石油コンビナート等災害防止法、⑥大気汚染防止法、⑦オゾン層保護法、⑧省エネ関連法、⑨水質汚濁防止法、⑩騒音規制法・振動規制法、⑪悪臭防止法、⑫廃掃法、⑬海洋汚染防止法、⑭建築基準法、⑮毒物及び劇物取締法、⑯薬機法、⑰食品衛生法、⑱化審法、⑲農薬取締法、⑳RI法、㉑港則法、㉒航空法、㉓道路運送法、㉔工場立地法、㉕火災予防、環境汚染防止等の地方条例
4-1	①危険有害性の事前確認、②当該物質の法規制チェック、③SDS、警告ラベル、表示・標識、取扱説明書の入手確認
4-2	①建築基準法、②消防法、③火災類取締法、④高圧ガス保安法、⑤石油コンビナート等災害防止法、⑥省エネ法、⑦電気事業法・ガス事業法、⑧JIS、⑨リサイクル法、⑩廃掃法、⑪化審法、⑫安衛法（第57条の4・有機則・特化則・四アルキル則・鉛則・粉じん則・電離則）、⑬薬機法、⑭毒物及び劇物取締法、⑮食品衛生法、⑯農薬取締法、⑰RI法、⑱SAの実施・SOP・健康障害措置、⑲PM体制、⑳QA（ISO9000シリーズ・JISZ9900シリーズ）、㉑SDS・警告ラベル・表示標識・取扱説明書等の完成
4-3	①火災類取締法、②高圧ガス保安法、③毒物及び劇物取締法、④消防法、⑤RI法、⑥鉄道営業法、⑦道路運送車両法、⑧道路法（水底トンネル）、⑨船舶安全法、⑩港則法、⑪海洋汚染防止法、⑫海上交通安全法、⑬航空法、⑭郵便法、⑮その他（携行書類・資格・車両・容器・積載基準・表示標識）
4-4	①表示・標識の注意事項確認、②貯蔵上の注意事項確認
5	①一般及び工業顧客＝警告ラベル、表示標識、取扱説明書の配布 ②工業顧客＝SDS、品質保証書、契約書、業の登録確認等の実施
6	③運送・貯蔵 ④UN、IMO（IMDG・IBC・BCの各コード）、ICAO、IATA、⑤欧州＝ADR、RID、REACH規則／CLP規則、EC指令、⑥米国＝49CFR、CHEMTREC、NFPA、HCS等 ⑦労働安全 ⑧HCS、SDS、警告ラベル、表示標識、取扱説明書等 ⑨消費者安全 ⑩同上およびPL保険、保証書（保証責任の限定） ⑪環境・公害 ⑫米国＝CAA、CWA、RCRA、CERCLA、SARA、TSCA、HCS、⑬カナダ＝CEPA、WHMIS、⑭欧州＝REACH規則、RoHS指令等 ⑮貿易管理 ⑯化学兵器原料、⑰麻薬原料、⑱有害化学物質、⑲戦略物資（戦略物資管理運営基準）



ケミカルセーフティ | 関連法令の遵守と適応

GRI 2-27/306-2/308-2/403-2

国際的な化学物質管理

化学物質については世界的に管理が強化されています。持続可能な開発を実現するために、2002年の環境開発サミット（WSSD）で「2020年までに化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する」ことが世界共有の目標となりました。これに基づいて新興国も含めリスクベース管理の普及・定着およびGHS※1の普及が促進されています。化学物質については製造から廃棄までサプライチェーン全体でリスクを管理する必要性が高まっており、化学物質が持つリスクおよびその管理に関する情報は顧客や消費者を含む社会一般に公開されることが求められています。

日油グループでは、化学物質管理強化の流れの中、各国・各地域で定められた法律などに準じた対応を行っています。そのために日油では2020年度から全社SDS作成支援システムを導入、構築し、SDSの全社一元管理を始めています。

関連法令への対応

REACH規則※2は、EU域内における化学物質の総合的な登録、評価、認可および制限に関する制度です。その目的は、「人の健康と環境の保護」、「EU化学産業の競争力の維持および向上」などであり、EU域内に化学

物質を輸出する際には、ほとんどすべてが対象となります。

そのほかに、米国のTSCA（有害物質規制法）をはじめ、英国のUK-REACH、韓国のK-REACH、中国・台湾の化学物質法令など、関連する地域および国の化学物質法令を遵守しています。右表にそれらの登録数を示します。日油グループでは、EU域内をはじめ海外各国向けの輸出も活発に行っていて、対象物質についてはその輸出量に応じた対応を行っています。業界団体、関係省庁より最新の情報を入手し、適切に対応しています。

環境関連法令の遵守状況

環境関連法令の違反はありませんでした。

国外各国各法令への登録数（2025年3月末時点）

国・地域	化学物質管理法・制度	件数※
欧州	EU-REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)	48
イギリス	UK-REACH (UK Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)	11
アメリカ	TSCA (Toxic Substances Control Act)	7
カナダ	NSNR (New Substances Notification Regulations)	2
中国	MEE Order No.12 (新化学物質環境管理登記弁法生態環境部令 第12号)	182
韓国	K-REACH (Act on the Registration and Evaluation of Chemicals)	88
台湾	TCCSCA (Toxic and Concerned Chemical Substances Control Act)	178
フィリピン	RA6969 (Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990)	33

※ 日油単体の機能材料事業・ライフサイエンス事業・防錆事業用途であり、研究開発向けの申請を除く。

※1 Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicalsの略称で、化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示などを用いて分かりやすく表示したもの。

※2 Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicalsの略。EUで定められた化学品管理規制で、化学品の登録、評価、認可および制限に適用される。



ケミカルセーフティ | 化学物質の管理と取り扱い

GRI

2-27/305-7/306-1,2,3/308-2/
403-2/416-1/417-1

環境負荷の管理と低減 (PRTR)

▶ P.153

日油は、PRTR法対象物質の排出量を毎年170トン以下にすることをKPIに掲げています。特に、環境排出量の多い物質の削減に向けて、PRTR法対象物質を使用しない製法の検討を行っています。また、排出物回収装置の定期的なメンテナンスや適切な運転管理を行うことで、効果的な回収を実現し、排出量の削減につなげています。

化学物質管理の情報精度を高める取り組み

日油グループは、持続可能な化学物質管理に重点を置いており、以下のポイントで情報精度の向上に取り組んでいます。

日油は、自社製品に関連する危険有害性情報をお客さまや従業員が容易に入手できるように、化学物質総合管理システムを導入し、安全データシート (SDS) を提供する仕組みの確実な運用に努めています。さらに、2025年度までには、全社で化学物質データベースを構築し、化学物質総合管理システムの機能を拡充する予定です。

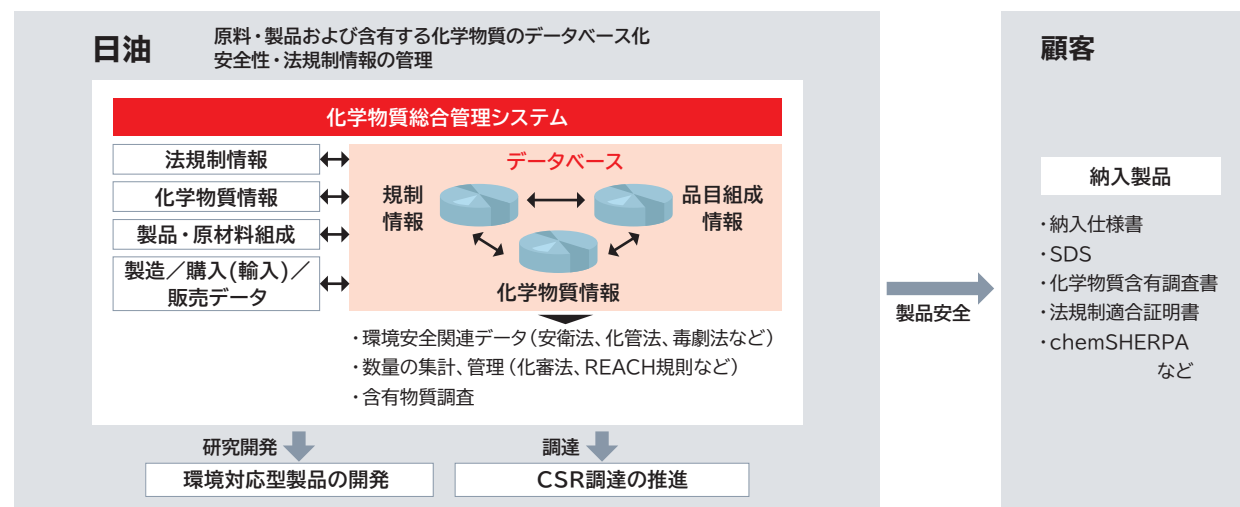
まず、化学物質管理プロセスをデジタル化することで、情報の正確性と迅速なアクセスを確保します。これにより、化学物質の取り扱いに関するデータを厳密に管理し、効率的な意思決定をサポートします。

また、透明性と可視化を向上させるために、化学物質の使用状況や取り扱いの履歴などの重要な情報を追

跡・管理するためのシステムの機能拡充にも取り組んでいます。これにより、化学物質のリスク評価や環境への影響をより正確に評価し、持続可能な経営戦略の策定に役立てます。

さらに、パートナーシップの強化も重要な取り組みです。日油グループは、サプライヤーや顧客との協力関係を築きながら、化学物質管理の観点から適切な製品を提供するために、顧客との継続的な対話を通して、製品の改善に努めています。また、業界団体や規制機関とも連携し、情報共有とノウハウの交換に取り組んでいます。これにより、業界全体の化学物質管理の水準向上に貢献し、さらなる発展を目指しています。

化学物質総合管理システムの概要





ケミカルセーフティ | 化学物質の管理と取り扱い

GRI

2-27/306-2/308-2/
403-2/416-1/417-1

日油全社SDS作成支援システムの構築と運用

GHSとは化学物質および混合物の健康、環境、物理化学的危険有害性を一定の基準に従って分類するための判定基準であり、この情報はSDSおよびGHSラベルに最新の情報を反映させ、ユーザー、販売代理店、輸送事業者などの化学物質を取り扱うすべての関係者が安全に対応できるよう注意喚起しなければなりません。

そこで日油では2020年度から全社SDS作成支援システムを導入、構築し、SDSを全社一元管理しています。このシステムは全社サーバーで使用化学物質を一括で管理し、主要各国の法令変更内容をタイムリーに各事業部門が発行しているSDSおよびGHSラベルに対応させ、顧客に対し常に製品の最新の化学物質情報を提供することができるシステムです。2023年度からの化管法改正への対応は完了しましたが、透明性と可視化を向上させるために、化学物質の使用状況や取り扱いの履歴などの重要な情報を追跡・管理するため、システムの機能拡充にも取り組んでいます。



化学物質リスクアセスメント

日油グループでは、労働災害に対するあらゆるリスクの低減を図り、災害発生防止に努めることにより、休業災害ゼロの達成を目標としています。

その中で、化学物質による労働災害を防止するために、労働安全衛生規則に基づく化学物質リスクアセスメントの実施を毎年のRC活動目標の労働安全に関する実施項目の一つとして掲げ、国内日油グループ全体の生産・研究開発・品質管理の各部門で実施しています。RC委員会が定期開催する生産箇所単位のRC監査にて、その実施状況（目標実施率100%）をチェックしており、毎年増加する化学物質リスクアセスメント実施対象物質への対応を抜け漏れなく確実に実施する体制を整えています。



ケミカルセーフティ | 化学物質の管理と取り扱い

GRI

2-27/306-2/308-2/
403-2/416-1/417-1

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC※）に対する取り組み

日油は、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の重要性を深く認識しており、これに基づいた取り組みを積極的に推進しています。GFCは、化学物質の管理と規制のための国際的な協力とガイドラインを提供し、環境と人間の健康を保護することを目的としています。日油は数あるGFCターゲットの中から、特にB2（情報提供と管理）とD1（資源循環と温室効果ガス削減）に対して具体的な取り組みを実施しています。

まず、B2ターゲットに関しては、chemSHERPAを活用し、川下ユーザーに対して化学物質情報を提供することで、サプライチェーン全体での透明性と安全性を高めています。また、化学物質総合管理システムを導入し、自社製品に関連する環境安全関連データを一元管理することで、効率的かつ効果的な化学物質管理を実現しています。

次に、D1ターゲットにおいては、廃プラスチックのリサイクル化を促進し、資源循環の取り組みを強化しています。この取り組みにより、廃棄物の削減と資源の有効利用を図っています。また、温室効果ガス排出量の削減にも取り組んでおり、持続可能な発展に貢献するための具体的な目標を設定し、実践しています。

日油は今後もGFCに準じた取り組みを継続し、環境保護と持続可能な社会の実現に向けて尽力していきます。

保護具の着用

2024年4月の改正「安衛法」の施行に伴い、化学物質の自律的な管理実施を職務とする化学物質管理者の選任の義務化だけでなく、化学物質を取り扱う従業員の保護具の着用や、保護具着用管理責任者による適切な保護具の選定や使用状況の管理も義務化されました。日油グループでは、以前より実施している保護具の着用を改めて徹底するとともに、法改正に合わせた管理体制を確立しています。

物流安全

日油グループは、物流の環境負荷低減の推進とともに、輸送時の安全を確保するための活動に取り組んでいます。取り扱う製品には危険物なども多く、輸送時の安全には常に細心の注意を払っています。特に「物流災害



フォークリフト講習会（ニチユ物流㈱）

ゼロ」を目指し、全従業員が一丸となって安全対策を徹底しています。また、事故による化学物質の漏洩・流出を防ぐための管理体制も強化しています。

イエローカード

化学物質の輸送中に、万一事故が発生すると人命、近隣、積荷または道路へ重大な影響を及ぼす可能性があります。イエローカードには輸送関係者あるいは消防・警察などが事故時に取るべき措置や連絡・通報内容などが明記されています。日油グループでは輸送事業者への配布および輸送時の携帯を徹底させています。

リーファーコンテナのコンプレッサ稼働状況・位置情報の監視により、運用の効率向上を図りながら輸送時の安全確保向上についての文書を作成しています。



イエローカード

※ Global Framework on Chemicalsの略。2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択。環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、または最小化することを目的とした、多様な部門における多様な主体による、ライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。